

「子ども110番の家」とは 「子ども110番の家」 対応マニュアル（改訂版）

岡山県 岡山県警察本部 岡山県教育委員会より抜粋

子どもが登下校時などに「不審者からの声かけ、ちかん、つきまとい行為」等の被害を受け、身の危険を感じた時に、避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護して警察に通報（110番）する仕組み

※危険とは、犯罪に限らず、いじめや自然災害による被害も含まれます。

- 不審な人に声をかけられた
- 車にむりやり乗せられそうになった
- 知らない人に後をつけられた
- 交通事故にあった 等

◆その犯人（又は不審者）から逃れるための施設（一時避難所）

◆110番通報を行える施設（110番通報施設）

したがって「子ども110番の家」をお願いする施設の方に対しては、

- 一時避難してきた人を警察が到着するまでの間、同所で待たせていただく
- 警察への110番通報のために、電話を貸していただく、又はその人の代わりに110番通報していただくということをお願いするものであり、それ以上の負担を求めるものではありません。